

協議をお願いしたい内容

- 道路運送法第21条許可から第4条許可への移行は、新たに国土交通大臣の許可を受けることとなる。
- 4条許可の審査項目には、運行区域や車両、運賃などの運行内容が含まれている。
- 運賃は、公聴会の開催等により住民の意見を聞いた後、運賃協議会での協議が整った場合に届け出ることとされている(道路運送法第9条第5項)。
- このことから、4条許可移行後のうきしろ号の運賃について、改めて決定する必要がある。
- 運賃は、パブリックコメント実施後に行田市運賃協議部会で協議・承認を得ることとされているため、本日は運賃案について、委員の皆さまのご意見を頂戴したい※。

※行田市公共交通会議では、運賃案についてはご意見を頂くのみ

行田市乗合型A I オンデマンド交通「うきしろ号」の運賃(案) ²

現行の運賃
と変更なし

一般（下記以外の方）



600円

高齢者等※1※2

運転免許証自主返納者



500円

障がい者等※3

妊産婦の方※4



300円

小・中学生



300円

未就学児



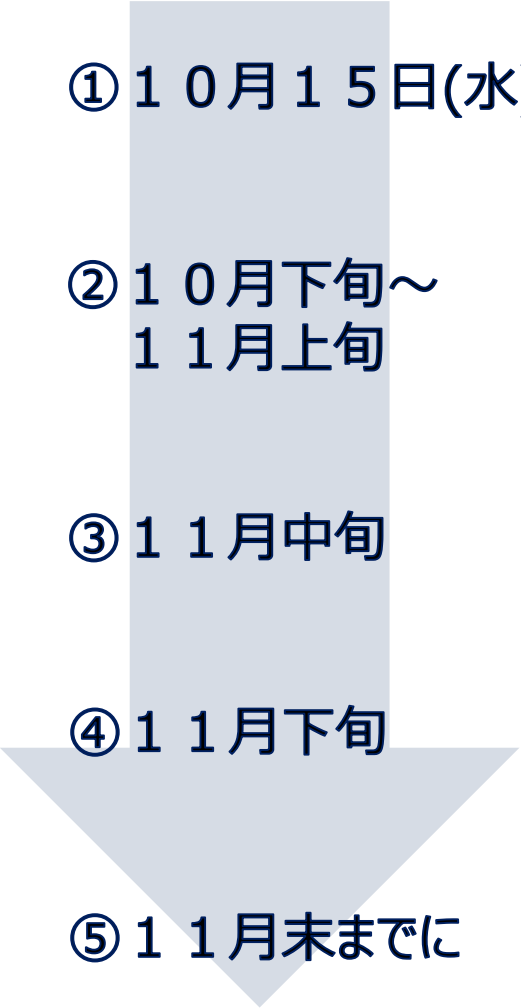
無 料

※1 高齢者は75歳以上の者

※3 介助者(1名)は障がい者と同額

※2 付添人(1名)は高齢者と同額

※4 妊娠から出産後1年未満まで

- 
- ① 10月15日(水)締切 地域公共交通会議での協議 (今回の書面協議)
 - ② 10月下旬～
11月上旬 パブリックコメントの実施
 - ③ 11月中旬 運賃協議部会での協議・承認
 - ④ 11月下旬 市長決裁(決定)
 - ⑤ 11月末までに 国土交通大臣への運賃等設定届出書の提出

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 （略）

2・3 （略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6・7 （略）